

# HUBBサービス契約約款

## 第1条（本約款の適用）

株式会社ファイバークーポ（以下「当社」といいます）は、「HUBBサービス契約約款」（以下「本約款」といいます）を定め、これによって契約者に対してHUBBサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

## 第2条（本約款の変更）

- 1 当社は、本約款を任意に変更することがあります。その場合、1ヶ月以上の猶予を設けたうえで、変更後の約款の効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページに掲載又はその他の適切な方法により告知するものとします。
- 2 前項に定める告知を行った約款は、当社が当該告知を行った時点より1ヶ月の間に、契約者より特別の異議が生じない場合は、当該告知後1ヶ月の経過をもって承認され、適法に成立したものとします。

## 第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

| 用語         | 用語の意味                                                                                                                     |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 電気通信設備   | 本サービスの提供に必要な機械類、配線類、その他電氣的設備                                                                                              |
| ② HUBBサービス | 広帯域回線の敷設及び引込工事・電気通信設備の導入（以下「導入工事」といいます）、電気通信設備の遠隔監視、インターネットサービスプロバイダ業務、保守・ユーザーサポート等の業務を当社が一括して行い、契約者へ提供される集合住宅向けの電気通信サービス |
| ③ 有料プラン    | 契約物件の居住者が料金を負担する、本サービスにおける最大通信速度から、通信速度を向上させた居住者向けの電気通信サービス。居住者が任意で当社へ申込み、当社と契約する有料サービス。                                  |
| ④ 本契約      | 本約款に基づき、契約者と当社の間で締結される本サービスの提供に関する契約                                                                                      |
| ⑤ 契約者      | 当社と本サービスの導入・利用について当社に申し出を行い、契約を締結した者                                                                                      |
| ⑥ 契約物件等    | 本サービスが導入される居住用建物等                                                                                                         |
| ⑦ 利用者      | 本サービスが導入される契約物件等に居住し、本サービスに接続し通信を行う者                                                                                      |

|          |                                                                                       |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑧ 遠隔監視   | 当社が本約款に基づき導入した電気通信設備の接続状況を、ネットワークを用いて監視すること                                           |
| ⑨ 申込書等   | 本約款を確認・同意のうえ、契約者が当社に提出する本サービスの導入・利用を申し出るための書面であり、名称の如何を問わない                           |
| ⑩ 月額利用料金 | 契約者が、本サービスを利用するため、契約物件等の規模等に応じて申込書等において個別に定める毎月の利用料金。<br>月額利用料金の標準料金は本約款別紙に定めるものとします。 |

#### 第4条（本サービスの内容）

本サービスはベストエフォート型のサービスであり、電気通信設備の状況や他回線との干渉によって速度が低下することがあります。

#### 第5条（本契約の成立）

- 1 本契約は、契約者が契約物件毎に本約款及び当社所定の重要事項を記載した申込書の内容に同意のうえ、申込書に必要な事項を記載し当社へ提出し、当社が承諾することにより成立するものとします。
- 2 契約者及び当社は、前項によらず、本契約を当社指定の個別契約を締結することにより成立させることができるものとします。
- 3 本約款の定めは、申込書及び個別契約に適用されるものとします。なお、本約款と申込書及び個別契約との間で矛盾が生じた場合、申込書及び個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

#### 第6条（リース契約）

- 1 契約者は、電気通信設備（以下「本設備」といいます）をリースする場合は、当社の提携するリース会社とリース契約を締結することができるものとします。この場合、本契約は、契約者とリース会社間のリース契約が成立することを条件として成立するものとします。
- 2 リース契約が不成立の場合には、契約者は 本約款に定める方法により本設備及び設置工事の代金を当社へ支払うものとします。
- 3 契約者の事由によりリース会社からリース契約の承認が得られず、 本約款に定める方法による支払も行われない場合、当社は本契約を解除することができるものとします。

#### 第7条（有料プラン）

- 1 契約物件の居住者（以下「居住者」といいます）は、居住者の任意で、本サービスの有料プラン（以下「有料プラン」といいます）を当社に申込みをすることができ、当社がこれを承諾したときに、有料プランの契約が成立するものとします。
- 2 有料プランに係るサービス料金の債権は当社が有するものとし、契約者は当社に代わり居

住者に対し、有料プランに係るサービス料金の請求及びサービス料金の受領をしてはならないものとします。

- 3 有料プラン継続中において本サービスが終了した場合は、本サービスの終了と同時に有料プランも終了するものとします。
- 4 事由の如何を問わず、有料プランに係る当社と居住者間の紛争、又は有料プランの終了により、契約者及び居住者に損害が生じた場合であっても、当社は契約者及び居住者に対し一切の損害賠償責任を負わないものとします。

#### **第8条（契約内容の変更）**

- 1 契約者及び当社は、契約内容の変更を行う必要が生じた場合、協議のうえ、書面により変更できるものとします。
- 2 契約者は、氏名、商号、住所、契約物件等の名称、請求書の送付先等に変更があった場合は、速やかに当社へ連絡し、当社所定の書面にて変更手続きを行うものとします。

#### **第9条（契約期間）**

本契約の契約期間は、第5条（本契約の成立）に定める申込書又は個別契約の成立日から、提供期間満了日までとします。

#### **第10条（本サービスの提供期間）**

- 1 本サービスの提供期間（以下「提供期間」といいます）は、契約物件等ごとに申込書等において定めるものとし、本サービスの導入工事完了日を提供開始日とします。ただし、申込書等において異なる取り決めをした場合はこの限りではありません。
- 2 申込書等に定める本サービスの提供期間が満了する3ヶ月前までに、契約者又は当社のいずれから書面による別段の意思表示がない場合、同一の条件にて1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### **第11条（本サービスの中止・中断）**

- 1 当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止もしくは中断することができるものとします。なお、当社の責めに帰すべき事由による場合、又は不可抗力（天災、地震、火災等）による場合を除き、契約者は月額利用料金の支払義務を負うものとします。
  - (1) 本設備の保守もしくは工事を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) 契約者の支払滞納期間が2ヶ月以上に及んだ場合
  - (3) 当社の責めに帰すべき事由によらない火災、盗難、サイバー攻撃、その他の非常事態により、本サービスの提供を通常通り行うことができなくなった場合
  - (4) 本設備に異常が発生し、本サービスの円滑な提供に支障がある場合に、第24条（契約者の協力義務）第2項に定める当社が行う検査を受けることを契約者が拒んだ場合

- (5) 第24条（契約者の協力義務）第2項に定める検査の結果、推奨のセキュリティ設定や最新のファームウェアバージョンの適用など（以下「技術基準等」といいます）に適合していると認められない電気通信設備を、契約者がインターネット回線から切り離さなかった場合
- (6) その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中止もしくは中断が必要と判断した場合
- 2 前項により本サービスの提供を中止もしくは中断しようとする場合、当社は必要に応じ契約者に対して、事前に本サービスを中止もしくは中断する旨の通知を行うものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。また、当社が利用者に対して、本サービスを中止もしくは中断する旨の通知を行うことがあることを契約者は予め承諾するものとします。
- 3 当社は、契約者の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供を中止もしくは中断した場合、契約者の申し出により協議のうえ、本サービスの提供再開のために必要な措置を講じるものとします。この場合、必要な措置に費用が発生する場合には契約者の負担とします。なお、これにより本サービスの提供が滞ったことを理由としての月額利用料金の支払いは免れないものとします。

## 第12条（通信の制限）

- 1 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、それらの予防もしくは救援、交通、通信、電力供給の確保および秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
- 2 当社は、契約者その他の利用者において、当社の電気通信設備において取り扱う通信に比し、過大と認められる通信が発生した場合や、当社の電気通信設備の容量を逼迫させる、もしくは逼迫させる恐れを生じさせた場合、または、他の契約者、利用者における通信の品質と効率を低下させる利用を行ったと当社が認めた場合において、通信の帯域制限および通信の停止を行うことがあります。

## 第13条（導入工事）

- 1 契約者及び当社は、導入工事開始前に担当工事区分について協議し、これにより決定した担当工事区分に従って業務を担当し、遂行するものとします。また、契約者は、導入工事の際に、当社と協議のうえ、本設備を設置するためのスペースを提供するものとします。
- 2 契約者は、契約者の判断により導入工事を当社又は第三者に委託できるものとします。ただし、第三者に委託する場合は、事前に当社へ通知し承諾を得るものとします。
- 3 契約者は、前項に基づき導入工事を当社に委託する場合、当社所定の書面により行うものとします。ただし、当社は、契約者から委託された導入工事を、当社の判断により当社と契約関係にある第三者に再委託できるものとします。

- 4 契約者は、当社に導入工事を委託した場合、当社が現場調査を行ったうえで、最も契約物件等に適していると判断した方式により行うことを予め承諾するものとします。ただし、契約者都合により当該方式を変更しようとする場合、当社の現場調査により、当該変更内容が導入工事を行う上で何らかの障害発生を助長するような問題がないと認められる場合に限り、契約者は追加で発生する費用を当社へ支払うことにより当該方式を変更することができるものとします。
- 5 契約物件等に居住する者等の都合により導入工事が未完成の工事（以下「残工事」といいます）がある場合でも、当社の判断により本サービスの提供は開始されるものとします。なお、その場合であっても、初期導入費用及び、月額利用料金の減額等を行わないものとします。
- 6 契約者は、契約者又は入居者の事情で導入工事が本サービス提供開始時に完了していない場合、当社が本サービスの提供を開始した時点で導入工事を完了したものとみなし、初期導入費用及び、月額利用料金を第25条（請求ならびに支払方法）に定めに従い支払うものとします。

#### 第14条（導入工事の日程変更）

契約者は、当社に導入工事を委託し、かつ、当社が通知した導入工事着手日の3営業日前を経過後に契約者都合により、日程を変更しようとする場合には、当社が当該工事当日のため準備に要した費用を、工事キャンセル費用として支払うものとします。

#### 第15条（本設備の設置場所変更）

契約者は、第13条（導入工事）に基づき行われた導入工事完了後、契約者都合により本設備の設置場所を変更しようとする場合は、事前に希望する新しい設置場所を当社に書面にて通知するものとします。ただし、当該変更により行う工事についても、第13条（導入工事）の定めに従い行うものとします。

#### 第16条（検査等）

- 1 契約者は、導入工事の完了後、10営業日以内に、導入工事の内容を検査し、検査に合格したものを検収する。導入工事に種類、品質又は数量その他本契約等の内容との不適合（以下「契約不適合」といいます）が存在するときは、当社に対して、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができるものとします。この場合、当社は、自らの裁量により、無償で、修補し、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をしなければならないものとします。
- 2 契約者は、前項の検査の結果、検査に合格した場合には、当社に対し、その旨の通知を発するものとします。なお、期限内に通知が無い場合、合格したものとみなします。
- 3 本条各項の規定は、第1項により当社が本設備の代替品を納入した場合の当該代替品についても準用するものとします。

- 4 契約者は、導入工事について、契約物件の居住者の都合により残工事が発生することを予め承諾し、残工事部分については検収の対象から除外するものとします。

#### 第17条（引渡し）

本設備の引渡しは、前条の検査に合格した時に完了するものとします。

#### 第18条（電気通信設備の所有権）

本設備の引渡し後においても、本設備の所有権は当社に帰属するものとします。

#### 第19条（保守サービスの内容）

- 1 当社は、第13条（導入工事）に基づき行われる導入工事完了日から提供期間満了日までの期間（期間更新後を除く）について、当社の設置した本設備のうち、当社が所有権を有するもの、利用する権利を有する設備、又は当社が契約者に販売し導入工事を行った機器（以下「対象設備」といいます）について以下のサポート（以下「保守サービス」といいます）を行うものとします。
  - (1) 対象設備の遠隔監視
  - (2) 利用者からの電話等による問い合わせへの対応
  - (3) 対象設備に故障や不具合が生じた場合に、当社が契約者の要請に基づき、現場に技術員を派遣し行う修理・調整
  - (4) 対象設備の経年劣化や機能の陳腐化を理由として、当社の判断により行う対象設備の交換・更新
- 2 当社は、前項に定める保守サービスについて、当社の判断により当社と契約関係にある第三者に再委託できるものとします。

#### 第20条（保守サービスの料金）

前条に定める保守サービスの提供にかかる料金は、契約時に定めた月額利用料金に含まれるものとします。ただし、契約者は、以下のいずれかの場合によって生じた対象設備の修理及び調整等の諸作業については、追加料金の支払いを要するものとし、これを予め承諾するものとします。

- (1) 契約者及び利用者、その他第三者による、対象設備の保証書等に記載された使用方法に従わなかった場合や取り扱い不注意による障害が起こった場合
- (2) 当社の技術員及び当社指定の第三者（当社が委託を承諾した第三者を含む）以外の者による修理又は調整に起因する場合
- (3) 契約者及び利用者、その他第三者が故意に対象設備を破損させた場合
- (4) 当社の承諾なしに、対象設備に他の装置や器具を取付け又は接続したことに起因する場合

- (5) 当社の責めに帰すべき事由によらない火災、盗難、その他不可抗力により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合

## 第21条（保守サービス対応・受付時間帯）

- 1 保守サービスの対応・受付時間帯は、以下のとおりとします。

|            |                    |             |
|------------|--------------------|-------------|
| 電話等による受付対応 | 平日・土日・祝祭日を含む24時間対応 |             |
| 保守サービス対応   | 平日（年末年始を除く）        | 10：00～20：00 |
|            | 土日・祝祭日（年末年始を除く）    | 10：00～17：00 |

- 2 保守サービスにかかる時間が当該時間帯を超えることが明らかな場合には、翌日の保守サービス提供時間帯に行うものとし、契約者はこれを予め承諾します。

## 第22条（保証）

- 1 対象設備の保証期間は、対象設備のメーカーの保証期間に準ずるものとし、契約者が操作マニュアル等にしたがって正常な使用をしていたにも関わらず故障が発生した場合、無償で修理又は交換を行うことを保証する。なお、故障とは本製品を利用することが出来ない状態を指し、外見上の劣化や汚損等を含まないものとします。
- 2 保証期間内にも関わらず、次の各号に該当する場合は、無償修理又は交換の対象外とします。
- (1) 操作マニュアル等に記載された使用方法に反した契約者（利用者を含む）の利用取り扱いに起因する場合。
  - (2) 当社の技術員及び当社指定の第三者以外の者による修理又は調整に起因する場合。
  - (3) 契約者（利用者を含む）又は契約者の関係者が、故意又は重大な過失に基づいて本製品を破損させた場合。
  - (4) 契約者（利用者を含む）が、本設備に他の装置や器具を取り付け又は接続したことに起因する場合。
  - (5) 天災事変、火災、盗難その他不可抗力に起因する場合。
- 3 保証期間外又は前項に定める場合であっても、有償にて修理又は交換を行うことができるものとします。
- 4 修理又は交換によって回収された部品等の所有権は当社に帰属するものとします。

## 第23条（注意喚起）

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、当該電気通信設備に対するサイバー攻撃により、当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する

契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

#### 第24条（契約者の協力義務）

- 1 契約者は、以下の事項について予め承諾すると共に必要な協力を行うものとします。
  - ① 当社の指定する技術員が保守サービスを提供するうえで、対象設備、構内配線等の設置場所その他必要な場所に立ち入ること
  - ② 対象設備及び保守サービスにおいて消費される電気代等を無償で提供すること。なお、保守サービスの提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者自らの責任と負担で行うものとし、当社は何らの負担も負わないものとします。
  - ③ 契約者の都合による計画停電を行う場合は、停電の概ね1ヶ月前までに当社に日程等の通知を行うこと
- 2 当社は、インターネット回線に接続されている電気通信設備に異常がある場合、本サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることができるものとします。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。

#### 第25条（請求ならびに支払方法）

- 1 当社は、初期導入費用を本サービス導入工事完了月の翌月10日までに書面（以下「請求書」といいます）をもって契約者へ請求し、契約者は下記のいずれかの方法をもって支払うものとします。なお、消費税などの公租公課及び金融機関等への振込手数料は契約者の負担とします。
  - ① 契約者は、請求書記載の請求料金発生月の翌月末日までに、当社の指定する方法により当該請求額を支払うものとします。なお、金融機関等の休日の場合は前営業日とします。
  - ② 契約者は、請求書記載の請求料金発生月の翌月の引落日に、口座振替により当該請求額を支払うものとします。なお、金融機関等の休日の場合は集金代行の規定によるものとします。
- 2 当社は、当該月に契約者の本サービスの利用に際し発生した月額利用料金を翌月10日までに請求書をもって契約者へ請求します。なお、支払方法は前項の定めを準用するものとします。
- 3 本条第1項及び2項における契約者の支払いが遅延した場合、契約者は当社に対し、支払期日の翌日から実際に支払った日までの日数に応じ、年14.6%の割合で算出される額を遅延損害金として支払うものとします。
- 4 契約者は、代金立替払業務を委託する場合は、当社に対して事前に委託する会社を書面にて



通知し、承諾を得るものとします。また、代金立替払業務を委託する会社を変更する場合も同様とします。

- 5 月額利用料金は、利用者による本サービスの接続の有無によって変動せず、支払済の月額利用料金はいかなる場合も返却されないものとします。

## 第26条（権利義務の譲渡禁止）

契約者及び当社は、事前の相手方の書面による承諾がない限り、本約款等における権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならないものとします。

## 第27条（地位の譲渡）

- 1 契約者は、契約物件の売却等を行う場合、契約者の負担と責任において本約款等の当事者としての地位を当該売却先等の相手方に承継させるものとし、当社所定の書面により通知のうえ、当社の事前の承認を得るものとします。
- 2 当社は、契約者により地位の譲渡について承認の請求があった場合は、当該地位を承継する相手方が債務の支払を現に怠り、又は怠る恐れがある場合や、その他当社の業務遂行上支障がある場合を除き、これを承認するものとします。ただし、当該承継時において契約者に本サービス料金に係る当社への支払遅滞（以下「当該債務」といいます）がある場合、当社と契約者又は承継先の相手方との間において当該債務の免責又は債務引受の合意がある場合を除き、本契約の地位は承継されないものとする。
- 3 当社は、前項に基づく承認を行わなかったことにより、契約者、売却先等、その他第三者に損害が生じた場合であっても、何らの賠償義務等を負わないものとします。
- 4 前項の売却先等が本約款等の地位承継に応じなかった場合は、契約者が第29条（中途解約）により中途解約したものとみなし、第29条（中途解約）第1項ただし書及び第2項が適用されるものとします。

## 第28条（届出義務）

- 1 相続又は法人の合併、もしくは分割等により契約者の変更があった場合、相続人又は合併もしくは分割により設立された法人等は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、当社へ届け出るものとし、変更する際も同様とします。なお、代表者の届出があるまでの間、当社は地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱うものとします。

## 第29条（中途解約）

- 1 契約者は、本サービスの導入工事完了後、契約者都合により本サービスを解約しようとする

場合、解約を希望する3ヶ月前までに当社に対して書面により告知を行うことにより解約することができるものとします。ただし、その場合、契約者は、当社が所有する電気通信設備の撤去工事に必要な諸費用及び提供期間満了までの月額利用料金の合計額を違約金として一括にて支払うものとします。

- 2 契約者は、本サービスの契約を解約した場合、理由の如何を問わず期限の利益を失い、当社に対する一切の支払債務を一括にて返済するものとします。
- 3 第27条（地位の譲渡）第4項、第30条（契約の解除）及び第33条（反社会的勢力の排除）に基づく契約の解除があった場合にも本条が適用されるものとします。

### 第30条（契約の解除）

- 1 契約者及び当社は、相手方が本約款等に定める事項に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらずこれが是正されなかったときは、契約を解除することができるものとします。
- 2 契約者及び当社は、相手方に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに契約を解除することができるものとします。
  - ① 契約者が3ヶ月以上にわたって支払いを滞納したとき
  - ② 信頼関係を損なう重大な過失又は背信行為があったとき
  - ③ 支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
  - ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ⑤ 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行を受け、競売を申し立てられ、又は国税徴収法による滞納処分もしくは公権力による滞納余分の例による処分を受けたとき
  - ⑥ 解散もしくは事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - ⑦ その他本約款等の定めを継続することが困難であると客観的に認められたとき
- 3 契約者は、本条第1項及び第2項の定めにより、当社から契約の解除、もしくは解除の催告を受けた場合、契約物件等に対して、本サービス導入済み物件であることを謳い、入居者の募集を行うことはできないものとします。また、契約者は利用者への本サービス停止の告知義務を負うものとします。

### 第31条（契約期間満了後又は契約の解除後の措置）

- 1 当社は、契約終了後において、当社の負担で契約物件等の共用部に設置した光回線終端装置（ONU）を撤去するものとします。
- 2 当社は、本サービス提供のため契約物件等の共用部に設置した当社が所有権を有する本設備について、当社の判断による日程及び、当社の負担により撤去を行うものとします。ただし、本設備が設置される場所に撤去を妨げる構築物等があることによって、別途撤去費用が発生する場合は、契約者が当該費用を負担するものとします。

- 3 当社は、LAN ケーブル等の構内配線、配管や盤等の共有部設備、宅内アクセスポイント等の設備を当社の判断により契約物件内に残置し、その場合、当該残置設備に対する所有権を放棄するものとします。ただし、契約者は、撤去費用を負担することにより当該残置設備の撤去を当社に委託できるものとします。
- 4 契約者は、当社から本サービスに接続する利用者へ貸与している機器がある場合で、契約期間満了後又は契約の解除後から7日を経過しても、当該機器が未返却の場合には、当該機器代金相当額を当社の請求に応じて支払うものとします。
- 5 本条における当社による本設備の撤去工事は、契約物件等の原状回復を目的とするものではなく、当社は、当社の責めに帰すべき事由による契約物件等の損傷等があった場合を除き、いかなる場合であっても契約物件等の原状回復義務を負わないものとします。

### 第32条（損害賠償）

- 1 当社は、当社の責めに帰すべき事由により本サービスの提供が滞り、電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、本サービスを全く利用できない状態（以下「通信不能状態」といいます）と同程度の状態となったことを当社が認知した時刻から起算して24時間以上通信不能状態が連続した場合、月額利用料金1ヶ月分を契約者に発生した損害額の上限とし、1ヶ月を30日として日割り計算した月額利用料金に通信不能状態の日数を乗じた金額にて当該損害の賠償に応じるものとします。
- 2 当社は、天災地変、サイバー攻撃、疫病・感染症の流行、その他不可抗力等、当社の責めに帰すべきではない事由に起因して本サービスの提供が滞る状態が発生した場合、速やかに契約者に通知のうえ、本サービスの提供再開のために必要な措置を講じるものとします。また、当該状態の発生によって契約者が被った損害、逸失利益については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
- 3 第11条（本サービスの中止・中断）及び第30条（契約の解除）の定めにより、本サービス提供の中止もしくは中断、又は契約解除等により履行義務を負わない場合に、利用者にかかる損害又は紛争等の対応及び費用（弁護士費用を含む）は、自己の責めに帰すべき事由により当該原因が生じた場合は、これを自己の負担とし、また相手方に生じた損害を賠償するものとします。

### 第33条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者及び当社は、相手方に対し、現在及び将来において、次の各号の一に該当しないことを表明し保証します。
  - ① 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下併せて「反社会的勢力」といいます）であること

- ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑥ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ⑦ 自ら、又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他の違法行為を行うこと
- 2 契約者及び当社は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項の表明保証に反した場合、相手方に対し、何らの催告を要することなく、また何らの損害賠償義務を負うことなく、直ちに契約の全部又は一部について期限の利益を失わせ、契約を解除できるものとし、併せて発生した損害の賠償を請求できるものとしします。
- 3 前項により本契約を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできないものとしします。
- 4 契約者及び当社は、本条第1項の表明保証に関し、相手方からの調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的・合理的な範囲のものである限り、これに応じ報告するものとしします。

### 第34条（守秘義務）

契約者は、本約款等及び本サービスの提供に関連して知り得た当社の技術上、販売上その他業務上の情報（以下「秘密情報」といいます）を、本サービスの契約期間中はもとより、契約期間満了後ならびに契約の解除後についても第三者に対して開示し、又は漏洩してはならないものとしします。

### 第35条（個人情報）

- 1 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者、利用者、その他第三者の個人情報については、次の各号に掲げる場合を除いて一切使用しないものとしします。また、個人情報の取扱いにあたっては、適法かつ公正な手段を用いるものとしします。
- ① 本サービス内容を提供するにあたり、個人情報を適切に取扱うことを書面等で義務付けた業務提携先又は業務委託先に対し、業務遂行の目的により個人情報を提供する場合
  - ② 本サービスその他当社が企画運営するサービスの品質向上を目的に、個人情報を集計及び分析する場合
  - ③ 前号の集計及び分析等で得られたものを、個人を識別・特定できない態様にて第三者

に開示又は提供する場合

- ④ 当社の商品・サービスの情報提供のためにダイレクトメール等によって案内を行う場合
- ⑤ 本サービスの障害、不具合、事故発生時の調査・対応のために情報の開示又は提供が必要とされる場合
- ⑥ 人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- ⑦ その他、当社が契約者、利用者、その他第三者に対して予め公表又は同意を得た目的に利用する場合

- 2 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜査）その他、同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該法令及び令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 緊急性を有する犯罪行為等の捜査協力のため、公の機関より公正な手続きを経た書面による開示請求があった場合であり、その内容について当社が適正であると判断した場合においても、第 1 項の義務を負わず、通信の秘密に属する情報及び個人情報の一部を捜査機関に提供することができるものとします。
- 4 その他、本条に定めのない事項については、個人情報保護に関する法令及び電気通信事業法に基づき適切かつ公正な手段を用い、個人の通信上の秘密を遵守のうえ、取り扱うものとします。

### 第36条（協議）

- 1 契約者及び当社は、本約款等に定める事項について、信義を旨とし誠実に履行するものとします。ただし、本約款等に定めのない事項について疑義が生じた場合、誠意を持って協議し解決するよう努めるものとします。
- 2 前項の協議を行ってもなお解決できず、訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

### 第37条（準拠法）

本約款等の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

### ■ 附 則 ■

本約款は2025年3月21日より効力を発するものとします。

2025年4月1日 改訂 効力発生日 2025年5月1日

別紙 技術的事項及び料金

1. 技術的事項

| 項目                       | 内容                                                            |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 物理的条件                    | Ethernet<br>10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T<br>もしくは 1000BASE-T |
| 規格                       | IEEE802.3ab                                                   |
| 引き込み回線スピード<br>(ベストエフォート) | 1Gbps (1,000Mbps)                                             |
| 宅内ベストエフォート               | 有線 2Mbps                                                      |
| 宅内提供方式                   | 有線方式                                                          |
| ケーブル種別                   | CAT5e                                                         |
| コネクタ形状                   | RJ-45 コネクタ                                                    |
| 通信方式                     | 全二重                                                           |

2. 標準料金

| 戸数     | 月額利用料金 (税別) |
|--------|-------------|
| 1 戸あたり | 700 円       |

※ 実際の通信速度は回線の混雑状況や利用環境により変動する場合があります。

※ 月額利用料金は、当社と契約者間で合意し、個別契約等の別段の定めがある場合、当該個別契約に定める料金が適用されるものとします。

以上